附則第四十三条第十二項中「第八十一条の二」の下に「及び第八十一条の二の二」を加える。

附則第四十八条第二項中「第五十八条第一項第四号」及び「、第二十八条の四」を削り、「同じ。）及び」の下に「第五十八条第一項第四号並びに」を、「附則第十四条第一項」の下に「及び第二十八条の四」を加え、同条第三項中「同法附則第十四条第一項」を「第五十八条第一項第四号並びに同法附則第十四条第一項及び第二十八条の四」に改める。

附則第五十七条中「ものを含む」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「有し、かつ」を「有する者のうち」に、「、附則第十二条第一項各号」を「附則第十二条第一項第二号から第七号まで及び第十八号から第二十号まで」に改め、「及び第五十八条第一項（第四号に限る。）」及び「、第二十八条の四第一項」を削り、「、同法第四十二条第二号」を「、厚生年金保険法第四十二条第二号」に、「みなす」を「みなし、厚生年金保険の被保険者期間を有する者のうち、保険料納付済期間（附則第八条第一項又は第二項の規定により保険料納付済期間とみなすこととされたものを含む。）と保険料免除期間（附則第八条第一項の規定により保険料免除期間とみなすこととされたものを含む。）とを合算した期間が二十五年に満たない者（同法附則第十四条第一項の規定により保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなされる者を除く。）であつて附則第十二条第一項第一号から第十九号までのいずれかに該当するものは、同法第五十八条第一項（第四号に限る。）及び同法附則第二十八条の四第一項の規定の適用については、保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が二十五年以上であるものとみなす」に改める。

附則第六十三条第二項中「規定により」の下に「なおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法第四十六条の三の規定を適用する場合においては、同条第一号イ中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定により」を加える。

附則第七十四条第一項中「妻」を「配偶者」に改め、同条第五項中「新厚生年金保険法」を「厚生年金保険法」に、「妻」を「配偶者」に改める。

附則第八十六条第二項中「規定により」の下に「なおその効力を有するものとされた旧船員保険法第三十九条ノ二の規定を適用する場合においては、同条第一号イ中「二十五年」とあるのは、「十年」とするほか、同項の規定により」を加える。

第五条　削除

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部改正）

第六条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第四十四条第一項ただし書中「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

第七条　削除

（国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項を削る。

附則第十条第一項中「別に法律で定める月」を「平成二十六年四月」に改める。

附則第十三条第七項中「別に法律で定める年度」を「平成二十六年度」に改める。

附則第十五条の前の見出しを削り、同条及び附則第十六条を次のように改める。

第十五条　削除

（基礎年金の国庫負担に要する費用の財源）

第十六条　特定年度以後の各年度において、附則第十四条第一項並びに昭和六十年改正法附則第三十四条第二項及び第三項の規定により読み替えられた第四条の規定による改正後の国民年金法第八十五条第一項（附則第十四条第二項において適用する場合を含む。）の規定により国庫が負担する費用のうち附則第十四条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

附則第十六条の二を削る。

附則第十九条第二項中「及び同法第九十三条第一項の規定により前納されたもの」を削る。

附則第三十二条の五を次のように改める。

（厚生年金保険の基礎年金拠出金の国庫負担に要する費用の財源）

第三十二条の五　特定年度以後の各年度において、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第八十条第一項の規定により国庫が負担する費用のうち附則第三十二条の二前段の規定の例により算定した額に相当する費用の財源については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

第九条　削除

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第十条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第三号中「失踪（そう）」を「失踪」に改める。

第四十二条第四項中「第十項」の下に「若しくは第十一項及び第十二項」を加え、同条第九項中「月は」を「月を」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、育児休業等終了日の翌日に第十一項に規定する産前産後休業を開始している組合員は、この限りでない。

第四十二条第十一項中「若しくは第九項」を「、第九項若しくは第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　組合は、産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあつては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）を終了した組合員が、当該産前産後休業を終了した日（以下この条において「産前産後休業終了日」という。）において当該産前産後休業に係る子を養育する場合において、組合に申出をしたときは、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後三月間（産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であつた期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定するものとする。ただし、産前産後休業終了日の翌日に育児休業等を開始している組合員は、この限りでない。

12　前項の規定によつて改定された標準報酬は、産前産後休業終了日の翌日から起算して二月を経過した日の属する月の翌月からその年の八月三十一日（七月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の八月三十一日）までの標準報酬とする。

第四十二条の二第二項中「前条第十一項」を「前条第十三項」に改める。

第七十三条の二第一項中「月。以下この項」を「月。以下この条」に改め、同項に次の一号を加える。

六　当該組合員が第百条の二の二の規定の適用を受ける産前産後休業を開始したとき。

第七十三条の二に次の一項を加える。

3　第一項第六号の規定に該当した組合員（同項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が基準月の標準報酬の月額とみなされている場合を除く。）に対する同項の規定の適用については、同項中「この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされている場合にあつては、当該みなされた基準月の標準報酬の月額」とあるのは、「第六号の規定の適用がなかつたとしたならば、この項の規定により当該子以外の子に係る基準月の標準報酬の月額が標準報酬の月額とみなされる場合にあつては、当該みなされることとなる基準月の標準報酬の月額」とする。